

奈良工業高等専門学校宿舎事務取扱規程

平成16年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

(目的)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校職員宿舎規程（以下「宿舎規程」という。）の実施のための手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「本校」、「教職員等」、「宿舎」、「自動車の保管場所」又は「被貸与者」とは、宿舎規程第1条及び第3条に規定する本校、教職員等、宿舎、自動車の保管場所又は被貸与者をいう。

(宿舎を貸与する者の選定)

第3条 宿舎規程第9条において、一の宿舎について、当該宿舎の貸与を受けるべき教職員等が2人以上存する場合においては、特別な事情がある場合を除き、次の順序に従って行う。

- (1) 勤務場所の変更により、急遽住居を必要とする者
- (2) 新たに教職員等として採用された者で、現居住地からでは通勤が困難であると認められた者
- (3) 結婚等により、住居が必要となる者
- (4) 第一号から前号の他、本校が宿舎の貸与を認めた者

2 前項の場合において、同順位にある教職員等が2人以上存するときは、これらの者の職務の性質、住居の困窮度その他の事情を考慮し、その最も必要と認められる者に当該宿舎を貸与するものとする。

(貸与又は同居の申請及び承認)

第4条 校長は次の各号に掲げる宿舎の貸与をしようとするときは、貸与しようとする教職員等から、それぞれ当該各号に掲げる宿舎貸与申請書を提出させるものとする。

- (1) 宿舎の利用を検討しているとき
第1号様式による宿舎貸与希望調書
- (2) 現在入居している宿舎から別の宿舎に入れ替わりたいとき
第2号様式による宿舎入替希望調書
- (3) 宿舎の貸与を受けようとするとき（次号に掲げる場合を除く）
第3号様式による宿舎貸与申請書
- (4) 自動車の保管場所の貸与を受けようとするとき
第4号様式による宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書

2 校長は、宿舎の貸与を承認したときは、前項三号、四号の区分に応じ、それぞれ第3号様式又は第4号様式による宿舎貸与承認書を交付するものとする。

3 校長は、被貸与者が、その貸与受けた宿舎に主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ第3号様式の3による宿舎同居申請書を提出させるものとする。

4 校長は、前項の申請書の提出があった場合においては、事情を調査し、宿舎設置の目

的に反せず、かつ、その理由が正当と認めるときは、これを承認することができる。

5 校長は、前項の規定により承認したときは、第3号様式の3による宿舍同居承認書を交付するものとする。

(入居若しくは専用開始の延期の承認又は貸与の取り消し)

第5条 校長は、宿舍の貸与の承認を受けた者が宿舍貸与承認書に記載された入居日又は宿舍(自動車の保管場所)貸与承認書に記載された専用開始日から10日以内に入居または専用開始できない理由がある場合においては、第3号様式の2による宿舍貸与変更申請書若しくは第4号様式の5による自動車の保管場所専用開始日変更申請書を提出させ、その理由がやむを得ないと認められるときは、入居または専用開始すべき日を定めてこれを承認することができる。

2 校長は、前項の規定により承認したときは、第3号様式の2による宿舍貸与変更承認書若しくは第4号様式の5による自動車の保管場所専用開始日変更承認書を交付するものとする。

3 校長は宿舍の貸与の承認を受けた者が、第1項の入居又は専用開始すべき日までに入居又は専用開始しないときは、その承認を取り消すことができる。

(明渡し)

第6条 校長は、被貸与者が宿舍を明け渡したときは、すみやかに第6号様式による宿舍明渡届を提出させるものとする。

(明渡猶予の申請及び承認)

第7条 校長は、宿舍規程第16条第1項本文の規定により宿舍を明け渡さなければならない者が、同項各号の一に該当することとなった日から当該期間内に当該宿舍を明け渡すことができない理由があるときは、被貸与者から第7号様式による宿舍明渡猶予申請書を提出させるものとする。

2 校長は、前項の宿舍明渡猶予申請書の提出があった場合において、その理由が相当であると認めるときは、宿舍規程第16条第1項ただし書きに規定する期間の範囲内で明け渡すべき日を指定してこれを承認することができる。

3 校長は、前項の規定により承認をしたときは、第7号様式による宿舍明渡猶予承認書を交付するものとする。

(使用料の決定)

第8条 宿舍の使用料については、校長がこれを決定するものとする。

(本校が費用を負担しない修繕)

第9条 宿舍規程第17条ただし書きの規定により、本校が費用を負担しない修繕は、次のとおりとする、ただし、地震、台風等の天災により被害を蒙った場合、その他本校が修繕費を負担することがやむを得ないと認めた場合においては、本校が負担するものとする。

(1) 専用部分

ア 建具、畳等について

(ア) 障子及び襖(戸襖を含む)の張替(障子は1枚単位、襖は原則として一組単位とする。)

(イ) 網戸の張替

- (ウ) ガラスの入替え及びパテ（ゴムパテを含む）の詰替
- (エ) 把手，引手，錠，鍵，蝶番，戸車及びその他建具附属器具類の補修及び取替。
ただし，玄関のシリンダー錠，箱錠及びドア・クローザーの取替を除く。
- (オ) 畳表の裏返し及び取替（一枚単位とする，ただし，本校が補修期間を定めて実施するものは除く。）
- (カ) 壁の塗替及びクロス等の張替（原則として一面単位とする）

イ 電気設備について

- (ア) ブザー及びチャイムの補修及び取替並びにインターホンの補修
- (イ) 各種スイッチ，プレート及びコンセントの補修及び取替
- (ウ) 照明器具の補修並びに電球，蛍光灯等の部品等の補修及び取替
- (エ) 換気扇（ダクトのあるものは除く）の部品等の補修及び取替

ウ 給水設備について

- (ア) 水道蛇口の補修及び取替（ただし，混合水栓の取替は除く）
- (イ) 水道管の保管巻きの補修及び取替（ただし，地下埋設部分（躯体埋込部分を含む。以下同じ。）を除く）
- (ウ) 水道管の凍結による漏水の補修（ただし，地下埋設部分を除く）

エ 排水設備について

- (ア) 流し台のワントラップ，部品等の補修及び排水目皿の取替
- (イ) 配水管，排水トラップ，溜枳等の清掃
- (ウ) 溜枳蓋の補修及び取替

オ 衛生設備について

- (ア) 洗面器，手洗器，洗濯機パン及びS・Pトラップの補修並びに栓部品等の取替
- (イ) 便器の便座，便蓋及び蝶番の補修及び取替
- (ウ) フラッシュバルブ，ロータンク及びハイタンクの部品等の補修及び取替（ただし，タンク内部の部品一式の取替は除く）
- (エ) 便所内部品（ペーパーホルダー，タオル掛等）の取替

カ ガス設備について

- (ア) コック（器具又はゴム管を接続する箇所）の補修及び取替

キ 浴槽等について

- (ア) 浴槽の附属品補修及び部品等の取替
- (イ) 風呂釜及び給湯器（附属品を含む）の補修及び部品等の取替（ただし，専門業者による施工を要するバーナー，熱交換器その他基幹部品等の取替，及び本校が補修期間を定めて実施するものは除く）
- (ウ) 風呂桶の蓋，その他室内の備品の補修及び部品等の取替

ク その他

- (ア) 台所設備（流し，吊り戸棚，水切棚，防虫網，コンロ台等）の補修
- (イ) 化粧箱及び化粧鏡の補修
- (ウ) 下駄箱の戸，蝶番，把手及び棚板の補修及び取替
- (エ) 傘立て，タオル掛，カーテンレール，棚板，ハンガーボード，帽子掛，名札掛，郵便受及び牛乳受の補修及び取替

(オ) 物置の棚板の補修及び取替

ケ 上記各項目から判断して、本校が被貸与者負担とすることを適当と認めるもの。

(2) 共用部分

ア 集会場，自転車置場，児童遊園地，共同物置，共同給排水設備及び共同電気設備
の上記一に準ずる補修及び取替

イ 階段ノンスリップの補修及び取替

ウ 集合郵便受，集合札掛，掲示板及び案内板の補修

エ 供聴アンテナ，配線，部品等の補修及び取替

オ ダストシュート，ダストボックス扉等の補修

カ 花壇等の補修

キ 囲障等の補修

ク 車止め及び交通標識の補修

ケ 上記各項目から判断して、本校が被貸与者の共同負担とすることを適当と認める
もの

2 次に掲げる事項に要する費用については、全て被貸与者の負担とする。

(1) 電気設備について、ブザー及びチャイム並びにコンセントを設置し、又は増設する
こと。

(2) ガス設備について、台所、浴室にコックを増設し、又はこれ以外の場所にコックを
設置すること。

3 前項の設備を行う場合には、被貸与者は本校の承認を受けるものとする。

4 宿舍の被貸与者が補修及び取替を行うに当たっては、材料の品質、等級及び施行方法
等は従来と同様、又はそれ以上のものとする。

5 次に掲げる維持管理に要する費用については、全て被貸与者の共同負担とする。

(1) 宿舍の共用部分に係る電気代、水道代、ガス代等の光熱水料

(2) 張芝、クローバー、樹木等植栽の維持管理（ただし、国が樹木を伐採等する場合は
除く）

(3) 宿舍の共用部分に係る清掃及び草刈

(模様替等の工事の申請及び承認)

第10条 校長は、被貸与者が改造、模様替その他の工事をしようとするときは、あらか
じめ第5号様式による宿舍模様替等申請書を提出させるものとする。

2 校長は、前項の申請書の提出があったときは、当該工事が当該宿舍の維持及び
管理に支障を及ぼさないと認めた場合に限り、これを承認することができる。

3 校長は、前項の規定により承認をしたときは、第5号様式による宿舍模様替等承認書
を交付するものとする。

(被貸与者の義務違反に対する措置)

第11条 校長は、被貸与者が宿舍規程第14条に規定する義務を履行しないため当該宿
舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼす恐れがあると認めるときは、期限を付して、速
やかにその履行を要求するものとする。

(宿舍を明け渡さない場合に支払うべき損害賠償金)

第12条 宿舍規程第16条第4項に規定する損害賠償金の額は、同項に規定する明渡期

日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる当該宿舎の使用料の額の3倍（その額を軽減することがやむを得ないものとして校長が認める場合には、その認める期間に限り、1.1倍）に相当する金額とする。

（損害賠償金の軽減措置及び承認等）

第13条 校長は、前条括弧書の規定により宿舎の損害賠償金の額を軽減しようとするときは、宿舎の貸与を受けていた者から第10号様式による宿舎損害賠償金軽減申請書を提出させるものとする。

2 校長は、宿舎の損害賠償金の軽減を承認したときは、第10号様式による宿舎損害賠償金軽減承認書を交付するものとする。

（管理人）

第14条 校長は、宿舎の維持及び管理を行うため必要があると認めるときは、管理人を、外部の者に委託又は宿舎の貸与を受けた教職員等のうちから選任することができる。

2 校長は、前項の規定により管理人を置いたときは、次の各号に掲げる業務を行わせるものとする。

（1）第11号様式による居住者名簿を整備すること。

（2）宿舎の修繕について、校長に連絡すること。

（3）宿舎の入居又は明渡しの際の立会及び宿舎明渡届に関すること。

（4）共用に係る光熱水料等の料金に関すること。

（5）その他宿舎の維持及び管理に関し校長が指示する事項

（申請書等様式）

第15条 校長は、各条に規定される様式について「別表第1」のとおり定めるものとし、宿舎事務担当係員もしくは管理人の指示に基づくものを提出させるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

第1号様式

宿 舎 貸 与 希 望 調 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

現 住 所 _____
所属部課名 _____
職 名 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 印

- 1 希望する宿舎名 第1希望 _____ 以下どこでもよい。
第2希望 _____ 以下どこでもよい。
第3希望 _____ 以下どこでもよい。

2 希望する理由 _____

3 自宅保有の有無

自宅（1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を	<input type="checkbox"/> 保有している。 <input type="checkbox"/> 保有していない。
(以下自宅を保有している者のみ記載)	
自宅の所在地	_____
自宅に入居できない理由	_____

4 同居者

氏名	年齢	性別	本人との 続柄	職業 (学年)	備考

第2号様式

宿 舎 入 替 希 望 調 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

宿舎名及び戸番 _____

所属部課名 _____

職 名 _____

フリガナ _____

氏 名 _____ 印 _____

1 希望する宿舎名 _____

2 希望する理由 _____

3 同居者

氏 名	年 齢	性 別	本人との 続 柄	職 業 (学 年)	備 考

第3号様式

宿 舎 貸 与 申 請 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

奈良工業高等専門学校長 殿

現 住 所 _____

所属部課名 _____

職 名 _____

氏 名 _____ 印

宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお、下欄記載の同居者についても、併せて申請します。

宿舎の使用については、宿舎規則・宿舎規程及び指示に反しないことを確約します。

1 申請の理由 _____

2 自宅保有の有無

自宅（1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を	<input type="checkbox"/> 保有している。 <input type="checkbox"/> 保有していない
(以下自宅を保有している者のみ記載)	
自宅の所在地	_____
自宅に入居できない理由	_____

3 同居者

氏 名	年 齢	性 別	本人との 続 柄	職 業 (学 年)	備 考

宿 舎 貸 与 承 認 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

奈良工業高等専門学校長 印

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についても併せて承認します。

記

1 宿舎

構造・規格	所 在 地		宿舎名及び戸番
専用面積	宿舎使用料月額	入居日	備 考
m ²	円	年 月 日	裏面2の貸与の条件参照

(注) 宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものは含まない。

(裏面)

2 貸与の条件

- (1) 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に宿舎を明け渡さなければならない。
 - イ 教職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 転籍、配置換、併任又は出向、勤務する事業所の移転その他これらに類する事由により、宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 当該宿舎について機構の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明け渡しを請求されたとき。
 - ホ 宿舎の廃止をする必要が生じたため、その明け渡しを請求されたとき。
- (6) 宿舎の貸与の承認を受けた者は、1の入居日から10日以内に宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7) 被貸与者が宿舎を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出るとともに、宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。
- (8) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2（自宅保有の有無）について変更が生じた場合には、すみやかに宿舎担当者へ届け出なければならない。
- (9) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、独立行政法人国立高等専門学校機構において宿舎の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (10) 宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、独立行政法人国立高等専門学校機構は一切その責任を負わない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は宿舎の使用についての指示に反してはならない。

第3号様式の2

宿 舎 貸 与 変 更 申 請 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

現 住 所 _____
所属部課（科）名 _____
職 名 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 印

平成 年 月 日付けで貸与承認を受けた下記の宿舎について、入居年月日を変更したいので、申請します。

記

宿 舎 名	戸 番	変更後の入居年月日	備 考

理由

宿舎貸与変更承認書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 印

上記の入居年月日の変更については承認します。

宿 舎 同 居 申 請 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

宿舎名及び戸番 _____
所属部課(科)名 _____
氏 名 _____ 印

現在貸与されている宿舎に下記のとおり同居させたいので、申請します。

1 同居させようとする者

氏 名	年齢	性別	本人との 続柄	職業 (学年)	備 考

2 同居させようとする期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

3 同居させようとする理由

--

4 現在の同居者

氏 名	年齢	性別	本人との 続柄	職業 (学年)	備 考

宿 舎 同 居 承 認 書

上記申請のことについては、承認します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 印

第4号様式

宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

奈良工業高等専門学校長 殿

現住所 _____

所属部課名 _____

職名 _____

フリガナ _____

氏名 _____ 印

下欄記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め宿舎の使用については、宿舎規則・宿舎規程及び指示に反しないことを確約します。

自動車の車名・型式		自動車登録番号	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		

宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

奈良工業高等専門学校長 印

上記申請者に対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

記

1 宿舎

所在地		宿舎名及び戸番
指定保管場所		
専用開始日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備考
年 月 日	円	裏面2の貸与の条件参照

(裏面)

2 貸与の条件

- (1) 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し、又はその承認を受けずに改造その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により自動車の保管場所が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。
 - イ 教職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 転籍、配置換、併任又は出向、勤務する事業所の移転その他これらに類する事由により、宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 当該宿舎について機構の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明け渡しを請求されたとき。
 - ホ 自動車の保管場所の廃止をする必要が生じたため、その明け渡しを請求されたとき。
- (6) 被貸与者は、独立行政法人国立高等専門学校機構が工事等宿舎の維持管理のため、一時的に自動車の保管場所の明け渡しを請求した場合には、これに従わなければならない。
- (7) 被貸与者が自動車の保管場所を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出るとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式、登録番号等に変更が生じた場合には、すみやかに自動車登録変更届（第4号様式の2）を宿舎の管理人（管理人がおかれていないときは宿舎担当者）へ届け出なければならない。
- (9) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、独立行政法人国立高等専門学校機構において自動車の保管場所を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (10) 宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、独立行政法人国立高等専門学校機構は一切その責任を負わない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は、自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

自動車登録変更届

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

宿舎名及び戸番 _____
所属部課名 _____
職 名 _____
氏 名 _____ 印

自動車登録の内容が変更になりましたので提出します。

自動車の車名・型式		自動車登録番号	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		
自動車の保管場所			

裏面2の貸与の条件参照

(裏面)

2 貸与の条件

- (1) 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し、又はその承認を受けずに改造その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により自動車の保管場所が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。
 - イ 教職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 転籍、配置換、併任又は出向、勤務する事業所の移転その他これらに類する事由により、宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 当該宿舎について機構の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明け渡しを請求されたとき。
 - ホ 自動車の保管場所の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (6) 被貸与者は、独立行政法人国立高等専門学校機構が工事等宿舎の維持管理のため、一時的に自動車の保管場所の明け渡しを請求した場合には、これに従わなければならない。
- (7) 被貸与者が自動車の保管場所を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出るとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式、登録番号等に変更が生じた場合には、すみやかに宿舎の管理人（管理人がおかれているときは宿舎担当者）へ届け出なければならない。
- (9) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、独立行政法人国立高等専門学校機構において自動車の保管場所を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (10) 宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、独立行政法人国立高等専門学校機構は一切その責任を負わない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は、自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

(第4号様式別紙)

自動車保管についての承認条件

独立行政法人国立高等専門学校機構

奈良工業高等専門学校総務課

「宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書（裏面）2. 宿舎貸与の条件」並びに下記の承認条件に違反する事実、その他不正使用が認められた場合には、保管場所の指定を取り消すことがありますので、御了承ください。

記

1. 指定場所以外には、保管しないこと。
2. 宿舎敷地内の自動車の運行に当たっては事故防止のために万全の注意を払うこと。
3. 自動車保管承認票（ステッカー）を車内ミラーの裏側に張って自動車の前面から確認できる位置に貼付すること。
4. 線引き等については、以下のとおり実施するものとする。
 - ①対象箇所：駐車場に向かって左側（右端のスペースは左右2本）
 - ②白線の場合：白色油性ペンキを使用
幅10cm、長さは従来通り
 - ロープの場合：従来通り
 - ③線引き等は、前回実施以降（新設時を含む）5年経過を目途に実施することを原則とする。ただし、隣接保管場との区分が著しく不明確となった場合には随時に実施する。
 - ④線引き等の実施は、自動車保管場所の被貸与者間で共同して実施することは妨げない。
 - ⑤保管場所の明け渡しにおける原状回復等維持管理の必要性は管理人の指示によるものとするが、自治会等被貸与者側において計画的な実施を予定している場合にはそれに委ねるものとする。
 - ⑥失念等により線引き等が実施されていない場合に宿舎管理人から指示があれば、速やかに対応するものとする。
5. 廃車・退去等により、保管場所を必要としなくなった時は直ちに管理人に届け出ること。
6. 駐車場の清掃は定期的実施すること。

第4号様式の3

申込書受理日	・ ・
受理番号	

自動車の保管場所指定申込書

平成 年 月 日

宿舎管理人 殿

宿舎名及び戸番 _____
 所属機関名 _____
 フリガナ _____
 氏 名 _____ 印 _____

下欄記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので保管場所の指定を申し込みます。

	(当初)	(変更後)		(当初)	(変更後)
自動車の車名形式		(変更不可)	自動車登録番号		
自動車の所有者			本人との続柄		
自動車の使用者			本人との続柄		
指定通知書交付年月日	・ ・	自動車の保管場所番号		リッポン交付月日 ・ 受領印	・

自動車の保管場所指定通知書

平成 年 月 日

宿舎 号室 殿

宿舎管理人 _____ 印 _____

次のとおり自動車の保管場所を指定したので通知します。本通知書を添えて1ヶ月以内に「宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書」を独立行政法人国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校長へ提出してください。

指定保管場所番号	宿舎 第 号
----------	--------

- ① 自動車の保管場所の貸与申請書が1ヶ月以内に独立行政法人国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校長に受理されなかった場合には、本通知書は無効になります。
- ② 自動車の保管場所を必要としない場合は速やかに辞退届を提出してください。

第4号様式の4

自動車の保管場所
指定申込辞退届

平成 年 月 日

宿舎管理人 殿

宿舎名及び戸番 _____
所属機関名 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 印 _____

先に申し込みをしました自動車の保管場所指定申込みは都合により辞退します。

※すでに自動車の保管場所指定通知書の交付を受けている場合は下欄に指定保管場所を記入し、通知書を添付すること。

指定保管場所 _____

第4号様式の5

自動車の保管場所専用開始日変更申請書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

宿舎名及び戸番 _____
所属機関名 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 印 _____

平成 年 月 日付けで貸与承認を受けました自動車の保管場所につきましては、下記の理由により専用開始日までに自動車を保管することができませんので、専用開始日の変更を申請いたします。

記

宿 舎 名		戸 番	
保管場所			
旧専用開始日			
新専用開始日			
変更理由			

自動車の保管場所専用開始日変更承認書

上記申請者に対し、上記のとおり専用開始日の変更を承認する。

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 印

第5号様式

宿 舎 模 様 替 等 申 請 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

宿舎名及び戸番 _____
所属部課名 _____
職 名 _____
氏 名 _____ 印

現在貸与されている宿舎に別添図面のとおり模様替等工事を、下記により実施したいので申請します。

記

- 1 工事内容の詳細及び工事経費
- 2 工事をしようとする理由
- 3 工事施工についての条件（不用部分は抹消すること。）
 - (1) 宿舎明渡しのとしまでに原状に回復する。
 - (2) 工事の目的物を独立行政法人国立高等専門学校機構に寄付する。
 - (3) 工事に係る独立行政法人国立高等専門学校機構に対する請求権を放棄する。

宿 舎 模 様 替 等 承 認 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 印

上記申請のあったことについては、申請のとおり承認します。

第6号様式

宿 舎 明 渡 届

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

現所属機関 _____
所属部課名 _____
職 名 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 印

このたび下記のとおり宿舎を明け渡しましたので、お届けします。

記

- 1 宿舎所在地名
- 2 宿舎名及び戸番
- 3 宿舎明渡日
- 4 宿舎明渡し後の住所
- 5 宿舎明渡し後の連絡先電話番号 (自宅 ・ 勤務先)
- 6 宿舎明渡しの理由
- 7 自動車の指定保管場所
- 8 自動車の保管場所明渡日
- 9 自動車の保管場所明渡しの理由
- 10 原状回復完了又は予定日

第6号様式の2

自動車の保管場所明渡届

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

宿舎名及び戸番 _____
所属部課（科）名 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 印 _____

平成 年 月 日をもって下記の自動車の保管場所を明け渡ししたくお届けします。
なお、自己負担にかかるもの及び管理人から指示された箇所については、それぞれ修復しましたが、万が一明け渡し後私の責めに帰すべき理由の損傷又は汚損箇所が発見されたときは、責任をもって修復することを確約します。

記

宿 舎 名		戸 番	
保管場所			
明け渡しすること となった理由			
明け渡し後の住所			
明け渡し後の自動車の 保管予定場所			

宿舎事務担当者	所属及び氏名	印
---------	--------	---

連絡事項	
管理人氏名	印

第7号様式

宿 舎 明 渡 猶 予 申 請 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

宿舎名及び戸番 _____
旧所属部課名 _____
旧 職 名 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 印 _____

平成 年 月 日付で（転籍 配置換 併任 出向 退職 解雇）となりましたが、現在貸与されている宿舎について、明渡しを猶予されるよう下記のとおり申請します。
なお、ご承認のうえは、期間内に必ず明け渡すことを確約します。

記

- 1 猶予期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 2 宿舎明渡しのために講じつつある措置（具体的詳細に記入すること。）
- 3 猶予を必要とする理由（具体的詳細に記入すること。）
- 4 居住者（本人を除く。）

氏 名	年齢	性別	本人との 続柄	職業 (学年)	備 考

- 5 自動車の保管場所の有無 有（指定保管場所番号 _____） 無

- 6 新勤務先の名称，住所及び電話番号

宿 舎 明 渡 猶 予 承 認 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

奈良工業高等専門学校長 印

上記申請のことについては、平成 年 月 日 まで宿舎の明渡しを猶予する。なお、
万一猶予期間を経過したのち当該宿舎に居住していた場合は、宿舎規則・宿舎規程により、使
用料の3倍に相当する金額を損害賠償金として請求するから、期限までに必ず明け渡すこと。

第8号様式

宿舎入居証明申請書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

宿舎名及び戸番
所属部課（科）名
フリガナ
氏 名 印

下記のとおり 宿舎に入居していることを証明願います。

記

住所

氏名

宿舎名 戸番 号

期間 平成 年 月 日から（今日現在まで）
（平成 年 月 日まで）

申請目的

提出先

宿舎入居証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 印

第9号様式

保管場所使用承諾証明書

保管場所の位置	宿舎 No. 駐車場
使用者	〒 (-) 住所 () 局 番
	氏名
使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 平成 年 月 日 〒 -	

保管場所使用承諾証明書発行願

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

宿舎名及び戸番 _____
所属部課（科）名 _____
フリガナ _____
氏 名 _____ 印 _____

下記の理由で必要としますので、保管場所使用承諾証明書を発行願います。

記

申請目的 車両購入 名義変更（移転登録）

特記事項 _____

第10号様式

宿舎損害賠償金軽減申請書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

奈良工業高等専門学校長 殿

宿舎名及び戸番 _____

所属機関名 _____

所属部課(科)名 _____

氏 名 _____ 印

現在貸与を受けている次の2に掲げる宿舎にかかる損害賠償金について、次の1に掲げる理由により、独立行政法人国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校宿舎事務取扱細則第14条かつこ書きの規定による損害賠償金の軽減を受けたいので、申請します。

1 理由

--

2 宿舎

宿舎名及び戸番	構造・規格	宿舎所在地	自動車の指定保管場所

3 現在の勤務先、職名及び電話番号

_____ ()

居住者

氏名	年齢	性別	本人との続柄	職業(学年)	扶養手当支給の有無

宿舎損害賠償金軽減承認書

上記申請に対し、当該宿舎にかかる損害賠償金の軽減について、下記のとおり承認します。

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

奈良工業高等専門学校長 印

記

1 軽減措置の期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

2 損害賠償金の額 月額 _____ 円

3 条件

(1) 申請書に記載した理由に変更があった場合には、被貸与者は、速やかに本校に、その旨を届出しなければならない。

(2) 損害賠償金を軽減することを承認された後、被貸与者が独立行政法人国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校宿舎規程第16条第3項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その承認は遡及して取り消すものとする。

第11号様式

居 住 者 名 簿

宿舎名	
戸 番	

被貸与者氏名	生年月日	電話番号	所属機関名	等級	電話番号

同居者氏名	生年月日	被貸与者との続柄	勤務先・通学先等	備考

入居年月日	明渡猶予期間	軽減措置期間	退去年月日
	始期： 終期：		

鍵の受渡し簿

種 類	番号	個数	受領者氏名印	返還年月日	管理人印
玄関鍵					
共用水栓キー					
住まいのしおり					

駐車場貸与

指定番号	車名	ナンバー	貸与年月日	返還年月日	管理人印

※不在時の連絡先： (TEL)

修繕整理簿

申立年月日	申立事項	完了年月日	備考

退 去 処 分 処 理 事 項 欄	日 時	事 項
退去先（連絡先）：		

連 絡 ・ 記 録 事 項	